

●地域型保育事業の認可・確認に係る意見について

➢児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づき、市長が家庭的保育事業等の認可及び利用定員を定めるにあたり審議会の意見を聴取するもの。

【総括表】

No.	施設(事業者)情報		市の審査状況(審査年月日:H28.7.22)																																										
	①施設(事業所)名称等 ②法人名 ③代表者名 ④施設長名 ⑤保育を実施する場所 ⑥その他情報	・事業類型 ・認可申請日 ・開設希望日	認可基準上の審査※1	確認基準上の審査※2	利用定員	計画数値(28年度分を掲載)	計画上の適否の審査																																						
1	①くるみ保育園(旧ファミリーキッズ保育園) ②個人 ③代表:小泉 美華 ④園長:同上 ⑤小名浜岡小名字広畑55-3 ⑥・市届出済認可外保育施設運営(H11~)	・小規模保育事業(A型) ・H28.7.14 ・H28.9.1	認可が妥当と判断 【個票1-1】参照	公費支給対象と判断 【個票1-2】参照	19人 (0歳:6人) (1・2歳:13人)	区域➢【小名浜地区】 ①28.3分科会資料+最新意向調査結果反映後 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">3号認定</th> </tr> <tr> <th>0歳</th> <th>1・2歳</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>量の見込</td> <td>102</td> <td>394</td> <td>496</td> </tr> <tr> <td>確保方策</td> <td>87</td> <td>348</td> <td>435</td> </tr> <tr> <td>差</td> <td>▲15</td> <td>▲46</td> <td>▲61</td> </tr> </tbody> </table> ②左記の利用定員を両方に計上 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">3号認定</th> </tr> <tr> <th>0歳</th> <th>1・2歳</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>量の見込</td> <td>108</td> <td>407</td> <td>515</td> </tr> <tr> <td>確保方策</td> <td>93</td> <td>361</td> <td>454</td> </tr> <tr> <td>差</td> <td>▲15</td> <td>▲46</td> <td>▲61</td> </tr> </tbody> </table>		3号認定			0歳	1・2歳	計	量の見込	102	394	496	確保方策	87	348	435	差	▲15	▲46	▲61		3号認定			0歳	1・2歳	計	量の見込	108	407	515	確保方策	93	361	454	差	▲15	▲46	▲61	需給計画に照らし設置適当と判断
	3号認定																																												
	0歳	1・2歳	計																																										
量の見込	102	394	496																																										
確保方策	87	348	435																																										
差	▲15	▲46	▲61																																										
	3号認定																																												
	0歳	1・2歳	計																																										
量の見込	108	407	515																																										
確保方策	93	361	454																																										
差	▲15	▲46	▲61																																										



【量の見込みと確保方策における考え方】

27年度意向調査実施後に新制度移行につき相談があった事業所であり①の表には織り込まれていない。しかし、当該施設は既に保育を必要とする子どもを受け入れており、なおも保育需要がある状況となっているため、考え方としては、左上の利用定員の年齢ごとの数を量の見込及び確保方策それぞれに足し合わせる(②の表)。結果、①②の表における差は変化しない。

※1 認可基準:いわき市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
 ※2 確認基準:いわき市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

【個表1-1】……認可基準(いわき市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例)

・現地調査実施日:平成28年7月22日

・場所:くるみ保育園(小名浜岡小名字広畑55-3)

●主な基準と確認内容及び項目ごとの基準適合の適否等

No.	条項等	基準(条文抜粋(一部省略))	確認内容	適否
1	(保育所等との連携) 第7条	家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業者を除く)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「 <u>連携施設</u> 」という。)を適切に確保しなければならない	連携施設の設定に関して、次の法人と協議中 ・法人名:社会福祉法人 慈育会 ・施設名:愛宕保育園 ・所在地:小名浜字鳥居北 55-3	適
		<p>【連携施設とは・・・】(次の条件(機能)を満たし、事業所と施設の間で協定を結んだもの。また、連携施設は複数設定が可能であるほか、1つの施設が複数の地域型保育事業所の連携施設になることも可能。なお、31年度までは設定しなくとも認可可能とする経過措置があるも、設定するまで間公定価格における減算対象となる。) ①集団保育の機会の提供や地域型保育事業者に対する相談・助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと ②代替保育(保育者の急病などの際に連携施設で子どもを預かる又は職員を派遣すること) ③卒園後の受け皿(地域型保育事業が0～2歳のみ保育事業であるため、3歳(満3歳となった年の年度末以降)の受け皿施設となること)</p>		
2	(食事) 第16条第1項	家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、 <u>家庭的保育事業所等内で調理する方法</u> により行わなければならない。	保育を提供する建物内に調理室を設置し、調理員(栄養士免許あり)を確保し、 <u>自園調理による給食の提供を行うことを確認</u> 。(献立は市が作成したものを基にする予定)	適
3	(設備の基準) 第29条第1号	乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる小規模型事業所内保育事業所には、 <u>乳児室又はほふく室、調理設備</u> (当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。) <u>及び便所</u> を設けること。	見取り図及び現地調査等により、各室等の設置を確認 ※施設は木造平屋建て。借家であるが、家主も事業趣旨を理解し、賃借契約締結していることを確認。なお、必要な改修等は保育事業者が家主の了解の下、自己資金で実施済み	適

<p>4</p>	<p>(設備の基準) 第29条第2号</p>	<p>乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児<u>1人につき3.3平方メートル以上</u>であること。</p> <p>// 第4号 満2歳以上の幼児を入所させる小規模型事業所内保育事業所には、<u>保育室又は遊戯室、屋外遊戯場</u>（当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。第49条において準用する次号において同じ。）、<u>調理設備及び便所</u>を設けること。</p> <p>// 第5号 <u>保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は同号の幼児1人につき3.3平方メートル以上</u>であること。</p>	<p>• 0歳児（基準：3.3㎡以上/人）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>見取図上の名称</th> <th>有効面積 (㎡)</th> <th>予定人数 (人)</th> <th>必要面積 (㎡)</th> <th>判定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乳児室</td> <td>22.90</td> <td>6</td> <td>19.80</td> <td>適</td> </tr> </tbody> </table> <p>• 1歳児（基準：3.3㎡以上/人）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>見取図上の名称</th> <th>有効面積 (㎡)</th> <th>予定人数 (人)</th> <th>必要面積 (㎡)</th> <th>判定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保育室※</td> <td>48.38</td> <td>6</td> <td>19.80</td> <td>適</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 2歳児と兼用（48.38㎡に対し、1歳 19.80㎡ + 2歳 13.86㎡ = 33.66㎡であり基準以上となる）</p> <p>見取り図及び現地調査等により、各室等の設置を確認（屋内遊戯室はなし）</p> <p>• 2歳児（基準：1.98㎡以上/人）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>見取図上の名称</th> <th>有効面積 (㎡)</th> <th>予定人数 (人)</th> <th>必要面積 (㎡)</th> <th>判定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保育室※</td> <td>48.38</td> <td>7</td> <td>13.86</td> <td>適</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 2歳児と兼用（48.38㎡に対し、1歳 19.80㎡ + 2歳 13.86㎡ = 33.66㎡であり基準以上となる）</p>	見取図上の名称	有効面積 (㎡)	予定人数 (人)	必要面積 (㎡)	判定	乳児室	22.90	6	19.80	適	見取図上の名称	有効面積 (㎡)	予定人数 (人)	必要面積 (㎡)	判定	保育室※	48.38	6	19.80	適	見取図上の名称	有効面積 (㎡)	予定人数 (人)	必要面積 (㎡)	判定	保育室※	48.38	7	13.86	適	<p>適</p>
見取図上の名称	有効面積 (㎡)	予定人数 (人)	必要面積 (㎡)	判定																														
乳児室	22.90	6	19.80	適																														
見取図上の名称	有効面積 (㎡)	予定人数 (人)	必要面積 (㎡)	判定																														
保育室※	48.38	6	19.80	適																														
見取図上の名称	有効面積 (㎡)	予定人数 (人)	必要面積 (㎡)	判定																														
保育室※	48.38	7	13.86	適																														
<p>5</p>	<p>(小規模保育事業所 A 型の職員の配置の基準) 第30条第2項</p>	<p>保育士の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、一の保育所型事業所内保育事業所につき2人を下回ることはできない。</p> <p>(1) 乳児 おおむね3人につき1人 (>3:1)</p> <p>(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 (>6:1)</p>	<p>●利用定員の設定は19人（28.9.1時点の利用予定児数は、0歳児・6人、1・2歳児・6人（合計12人））</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>利用定員</th> <th>保育士数</th> <th>9.1時点</th> <th>保育士数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0歳児</td> <td>6人</td> <td>2.0人</td> <td>5人</td> <td>1.6人</td> </tr> <tr> <td>1/2歳児</td> <td>13人</td> <td>2.1人</td> <td>7人</td> <td>1.1人</td> </tr> <tr> <td>+1人分</td> <td>-</td> <td>1.0人</td> <td>-</td> <td>1.0人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>19人</td> <td>4.1≒4人</td> <td>12人</td> <td>3.7≒4人</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記9.1時点の乳幼児数に対し、園に勤務予定の保育士数は、調査日時点において</p> <p>• 常勤4人、</p> <p>• 非常勤1人、合計5人（<u>常勤換算後4人</u>）</p> <p>> 認可事業開始時点において認可基準を満たすことを確認</p>		利用定員	保育士数	9.1時点	保育士数	0歳児	6人	2.0人	5人	1.6人	1/2歳児	13人	2.1人	7人	1.1人	+1人分	-	1.0人	-	1.0人	合計	19人	4.1≒4人	12人	3.7≒4人	<p>適</p>					
	利用定員	保育士数	9.1時点	保育士数																														
0歳児	6人	2.0人	5人	1.6人																														
1/2歳児	13人	2.1人	7人	1.1人																														
+1人分	-	1.0人	-	1.0人																														
合計	19人	4.1≒4人	12人	3.7≒4人																														

【個表1-2】……確認基準(いわき市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例)

・現地調査実施日:平成 28 年7月 22 日

・場所:くるみ保育園(小名浜岡小名字広畑55-3)

●主な基準と確認内容及び項目ごとの基準適合の適否等

No.	条項等	基準(条文抜粋(一部省略))	確認内容	適否
1	(利用定員) 第37条第1項	特定地域型保育事業のうち、(中略)小規模保育事業A型(いわき市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年いわき市条例第34号)第29条に規定する小規模保育事業A型をいう。)にあってはその利用定員の数を6人以上19人以下とし、(以下略)	・利用定員 0歳児:6人 1・2歳児:13人 合計19人	適
2	(利用者負担額等の受領) 第43条第6項	特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。	いわゆる「上乗せ徴収」を行う際は、その目的等について書面による保護者の同意を受けない限り徴収はできないこと、一方、「実費徴収」については同意が必要だが、その確認は書面によらずとも可であることを説明 ➤運営規程別紙により実費徴収する額を明示 また、上乗せ徴収は行わないことを確認	適
3	(記録の整備) 第49条	1 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。	左記について整備を指示(類似の書類は認可外保育施設時代から作成している。今後も継続して作成し、個人情報系の書類は、鍵付きの書庫に保管することを指導)	適

●法令抜粋

【児童福祉法】

(家庭的保育事業等)

第34条の15 市町村は、家庭的保育事業等を行うことができる。

2 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等を行うことができる。

3 市町村長は、家庭的保育事業等に関する前項の認可の申請があつたときは、次条第1項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準(当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあっては、第四号に掲げる基準に限る。)によつて、その申請を審査しなければならない。

一～四 (略)

4 市町村長は、第2項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

5～7 (略)

【子ども・子育て支援法】

(地域型保育給付費の支給)

5 第29条 市町村は、支給認定子ども(第19条第1項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに限る。以下「満3歳未満保育認定子ども」という。)が、支給認定の有効期間内において、当該市町村の長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する地域型保育を行う事業者(以下「特定地域型保育事業者」という。)から当該確認に係る地域型保育(以下「特定地域型保育」という。)を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該満3歳未満保育認定子どもに係る支給認定保護者に対し、当該特定地域型保育(保育必要量の範囲内のものに限る。以下「満3歳未満保育認定地域型保育」という。)に要した費用について、地域型保育給付費を支給する。

2～8 (略)

(特定地域型保育事業者の確認)

第43条 第29条第1項の確認は、内閣府令で定めるところにより、地域型保育事業を行う者の申請により、地域型保育の種類及び当該地域型保育の種類に係る地域型保育事業を行う事業所(以下「地域型保育事業所」という。)ごとに、第19条第1項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(中略)を定めて、市町村長が行う。

2 (略)

3 市町村長は、第1項の規定により特定地域型保育事業(特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。)の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

4～6 (略)